

レッスン8 年次有給休暇

1

有給休暇は、与えなければならない！  違反！

6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金

入社後、6箇月経過し、全労働日の8割以上継続勤務
⇒6箇月経過より1年間 最初は(継続し又は分割した)10労働日、
その後は、1年間、8割以上継続勤務で、

1年6箇月	2年6 箇月	3年6箇月	4年6箇月	5年6箇月	6年6箇月
11労働日	12労働日	14労働日	16労働日	18労働日	20労働日

労働者→時季指定権

使用者→(事業の正常な運営を妨げる場合のみ)→時季変更権が認められる。

- 計画付与 会社によっては、ゴールデンウィークの前後、お盆休みの前後等計画的に有給を与えることがある。その場合、計画的付与できるのは、5日を超える有給であり、5日は、労働者が取りたいときに取れる。(労使協定が必要！)
- 比例付与 正社員に比べて、労働時間数が少ないパート・アルバイトの方は、その労働日数等に比例して、有給休暇を与えなければならない。
- 時間単位有給 労使協定を締結すれば、時間単位で与えることが可能。

レッスン8-2 年次有給休暇(比例付与)

2

週所定労働時間が30時間未満の労働者

週の 所定労働 日数	年間の 所定労働 日数	継続勤務期間						
		6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月 以上
4日	169~216 日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121~168 日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73~120 日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48~72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日